

## 2 航空機騒音

### (1) 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月27日環告154号）

#### ア 航空機騒音に係る環境基準について

- ① 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

（注） Iをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- ② ①の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- ③ 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- ④ 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- ⑤ 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- ⑥ 評価は、③のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

（算式）

$$\text{dB(A)} + 10\log_{10}N - 27$$

（注）  $\overline{\text{dB(A)}}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- ⑦ 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。  
この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。
- ⑧ ①の環境基準は1日当たり離着回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

## イ 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
飛行場	新東京国際空港	B	10年以内
			10年をこえる期間内に可及的速やかに
	第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

(備考) 鹿児島空港は第二種空港B、鹿屋飛行場は第一種空港に該当する。

## (2) 本県の航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況

空港・飛行場名	地域の類型	当てはめる地域
鹿 児 島 空 港  平成 17. 10. 28 鹿児島県告示 1658 号 (H17. 11. 7 施行)	I	霧島市(平成 17 年 11 月 6 日現在における溝辺町の区域に限る。)の区域(以下「旧溝辺町の区域」という。)のうち, 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	II	霧島市の区域のうち, 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和 42 年法律第 110 号) 第 8 条の 2 に規定する第一種区域並びに旧溝辺町の区域のうち, 都市計画法第 9 条第 5 項から第 11 項までに規定する第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域
鹿 屋 飛 行 場  平成 17. 12. 26 鹿児島県告示 1929 号 (H18. 1. 1 施行)	I	鹿屋市(平成 17 年 12 月 31 日現在における鹿屋市の区域に限る。)の区域(以下「旧鹿屋市の区域」という。)のうち, 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	II	鹿屋市の区域のうち, 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和 49 年法律第 101 号) 第 4 条に規定する第一種区域(類型 I を当てはめる地域を除く。)並びに旧鹿屋市の区域のうち, 都市計画法第 9 条第 5 項から第 11 項までに規定する第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域

## (3) 航空機騒音調査の概要

### ア 調査の目的

空港周辺の航空機騒音を把握するとともに, 環境基本法第 16 条に基づく航空機騒音に係る環境基準の達成状況の監視を行う。

### イ 調査機関

- ・鹿児島県(環境保健センター)
- ・調査協力市(霧島市, 鹿屋市)

### ウ 測定地点

鹿児島空港 6 地点, 鹿屋飛行場 6 地点の計 12 地点で実施。

### エ 測定期間

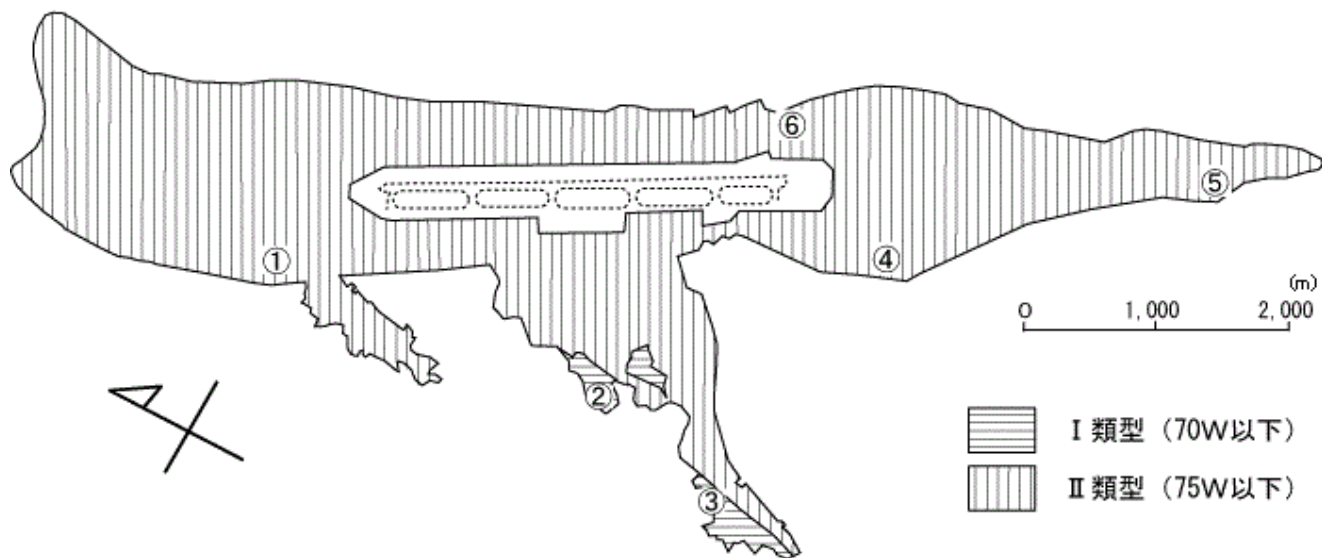
平成 24 年 7 月 3 日～平成 25 年 1 月 28 日

### オ 測定方法

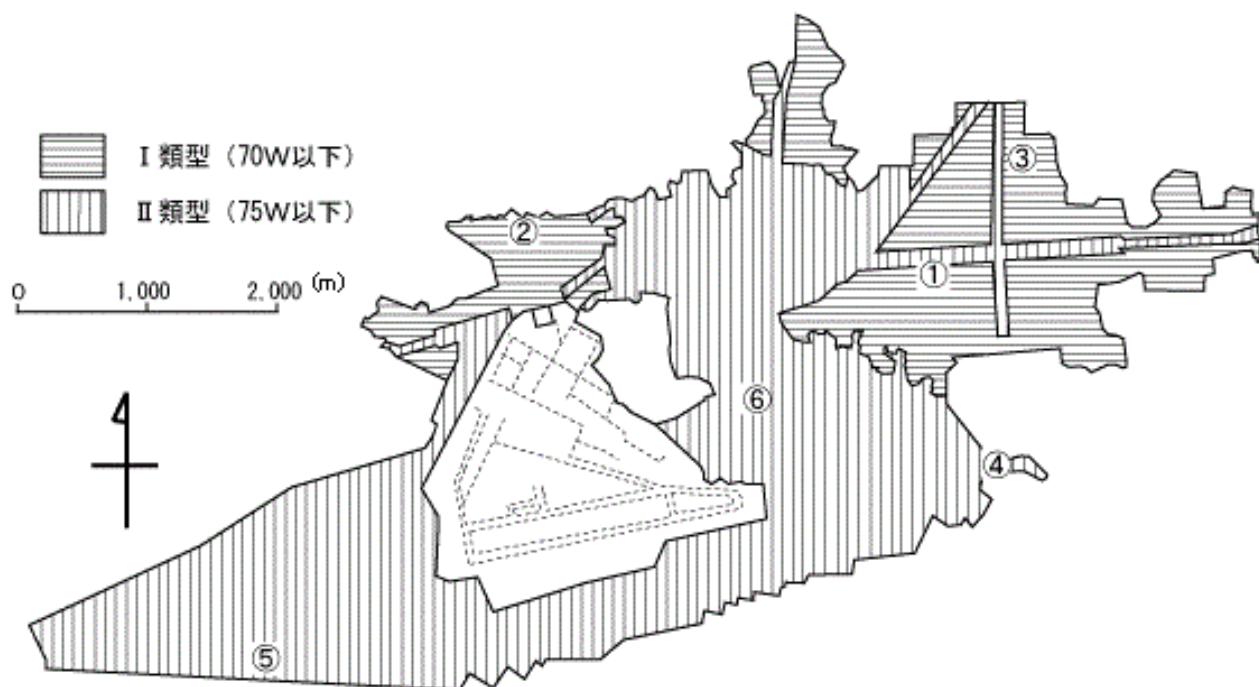
環境庁告示「航空機騒音に係る環境基準について」に定められた方法による。

#### (4) 調査地点

##### 鹿児島空港 航空機騒音調査地点



##### 鹿屋飛行場 航空機騒音調査地点



## (5) 調査結果

### ア 鹿児島空港航空機騒音調査結果

単位：WECPNL

番号	測定地点	測定期間	類型(基準値)	測定結果
①	霧島市溝辺町麓 2887-10	H24. 7. 3 ~ 7. 9	II (75 以下)	74
②	霧島市溝辺町麓 1031-2	H25. 1. 9 ~ 1. 15	I (70 以下)	65
③	霧島市溝辺町崎森 2998-1	H24.10. 3 ~ 10. 9		60
④	霧島市隼人町西光寺 2407-1	H24. 7. 3 ~ 7. 9	II (75 以下)	75
⑤	霧島市隼人町内 1670-1	H25. 1. 9 ~ 1. 15		67
⑥	霧島市隼人町西光寺 3000	H24.10. 3 ~ 10. 9		64

鹿児島空港周辺では、すべての地点で環境基準を達成した。

### イ 鹿屋飛行場航空機騒音調査結果

単位：WECPNL

番号	測定地点	測定期間	類型(基準値)	測定結果
①	鹿屋市寿 7-4-40	H24. 8. 3 ~ 8. 9	I (70 以下)	70
②	鹿屋市西原 2-420	H24.10.20 ~ 10.26		60
③	鹿屋市札元 1-24-3	H24.10.20 ~ 10.26		52
④	鹿屋市川東町 6982	H24. 8. 3 ~ 8. 9	II (75 以下)	69
⑤	鹿屋市野里町 2464-2	H25. 1.22 ~ 1.28		46
⑥	鹿屋市新栄町 649	H25. 1.22 ~ 1.28		62

鹿屋飛行場周辺では、すべての地点で環境基準を達成した。

## (6) 経年変化

単位：WECPNL

飛行場名	測定地点	経年変化											
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
鹿児島空港	霧島市溝辺町麓 2887-10	74	74	73	73	73	71	74	74	70	73	74	
	霧島市隼人町西光寺 2407-1	68	73	71	69	67	72	67	75	65	65	75	
鹿屋飛行場	鹿屋市寿 7-4-40	62	61	62	66	58	61	60	65	55	63	70	
	鹿屋市川東町 6982	74	73	73	73	76	69	74	68	75	70	69	